



動物検疫所からの 重要なお知らせ



2019年4月22日から

海外からの肉製品の違法な持込みに対する
対応を厳格化しています。



任意放棄の有無にかかわらず、違法な持込みには
厳正に対処します。

- ◆ 手荷物の中に、輸入申告のない肉製品などの畜産物が
確認された場合、罰則の対象になります。
- ◆ 輸入検査の手続でパスポートや搭乗券の情報を記録するため、
検査に時間を要することがあります。

家畜伝染病予防法改正により、
2020年7月1日から

違法に畜産物を持ち込んだ場合は、
3年以下の拘禁刑又は最高300万円の罰金
が科せられます。
(法人の場合は、最高5,000万円)

